

## 第9章 公共施設の整備の方針

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物などとともに、景観を構成する重要な要素の一つです。そのため、公共施設の整備にあたって配慮すべき方針を定めます。（公立学校や図書館などの公共建築物の整備は、建築物の景観形成基準に従います。）

### 1. 弘前市の景観と公共施設

弘前市には、城下町特有の枡形や小路を始め、坂道、街なかを流れる河川など、周辺の街並みなどと一体となって、それ自体が景観の主役となる公共施設が存在します。



枡形を残す追手門通り



坂道と沿道の蔵（通称：加藤坂）

また、公共施設は、憩いや交流の拠点として人々に安らぎや潤いを与えているとともに、清掃活動などを通して市民によって支えられています。



桜林公園



寺沢川

さらに、公共施設には、山並みや街並みなどの良好な視点場となり、また、それらの眺めを引き立てる役割があります。例えば、城西大橋から見る岩木山の眺めは、道路の線形や欄干などの色彩、街路灯の配置（岩木山の反対側にのみ設置）などの工夫によって、より良好な景観となっています。

また、禅林街は、道路整備に伴って電線・電柱を杉並木の後ろに隠したことで、一番奥の長勝寺三門まで見通せるようになりました。



城西大橋から見る岩木山



禅林街

## 2. 公共施設の整備の方針

公共施設は良好な景観づくりにとって重要な要素であり、機能性や安全性、環境などを考慮しながら、周辺の景観に配慮して整備を進めていく必要があります。このことを踏まえ、公共施設の整備の基本的な方針を次のとおりとします。

- ・景観計画による「景観づくりの方針」を踏まえ、「景観形成基準」に配慮する。特に、景観形成重点地区、眺望景観保全地区及び大切にしたい場所・眺めでは、その場所・眺めの特徴に配慮する。
- ・機能、安全、環境や美観、快適性を総合的に検討し、これらに配慮した整備を進める。
- ・街並みや眺望などの地域の個性を活かし、引き立てる整備を進める。
- ・水、緑など自然に親しめる空間に配慮する。
- ・市民が積極的に景観づくりに関わり、愛着と誇りを持てる維持管理を進める。
- ・青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン、国の景観形成ガイドライン等を参考とする。

### 3. 景観重要公共施設の基本的な考え方 (景観法第8条第2項第4号ロ・ハ関係)

道路、河川、公園などの公共施設のうち、良好な景観づくりを進める上で重要な施設は、管理者との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」として定めることができます。

これにより、景観重要公共施設の整備や占用などの許可は、景観計画に個別に定めることになる「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」に即して実施されます。

また、景観重要公共施設の整備方針や占用許可の方針などの検討にあたっては、景観行政団体、公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、地区住民などで構成する景観協議会を組織し、活用することができます。

景観重要公共施設に指定された道路では、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例を活用して、電線地中化の促進を図ることが可能です。

公共施設利用者の意見を反映し、管理者との協議を踏まえながら、景観形成重点地区、眺望景観保全地区、大切にしたい場所・眺めの範囲内の施設を中心に、景観重要公共施設制度の活用を検討していきます。

○表：景観重要公共施設の候補例

施設の選定視点	候補となる施設
景観形成重点地区	地区内の幹線道路 など
眺望景観保全地区	城西大橋 など
大切にしたい場所	土淵川、アップルロード、仲町伝統的建造物群保存地区内の道路 など
大切にしたい眺め	「和徳十文字から見る岩木山」の前景となる道路 など

## 【景観重要公共施設制度の活用イメージ】

国土交通省作成『景観重要公共施設の手引き（案）』より抜粋



□地域の景観と一体となった舗装、ガードレール、街路樹等の整備  
（オーバルコート大崎、東京都品川区）



□地域の景観の骨格として、自然景観に調和した河川整備  
（鴨川、京都府京都市）



□道路占用によるオープンカフェの設置  
（日本大通り、神奈川県横浜市）



□歴史的な街並みに配慮した電線地中化（花見小路、京都府京都市）